住民投票に関する市民説明会（市長とのタウンミーティングと同時開催）　市民意見要旨

10 月 30 日（金）19:00～20:30　室堂町綜合会館

意見概要	市の回答
住民投票の結果、移転に賛成する票が有効投票数の 3 分の 2 を超えれば市長が自ら移転を決めるということか。	そのとおり。
市は現地での建て替えを総合的判断により決めたというが、具体的にはどのような点か。 比較表を見ると、工事の影響、駐車場、利便性、周辺の建物全壊率から、和泉中央住宅展示場跡地の方が有利ではないかと思う。	市が現地で建て替えとする方針を示したが、最も大きな点としては、平成８年策定の第３次和泉市総合計画を将来のまちづくりを見通しながら策定し、市を４圏域に分け、「都心」の北西部には市役所があり、「新都心」となる中部には新たなまちができるので出張所を含む和泉シティプラザを整備し、北部、南部にリージョンセンターを整備した。２０年前から今後の人口バランスも見据えてまちづくりを進めてきたもので、市としてはこういった経過なども踏まえて現地で建て替えの考えを示した。 対して移転をが望ましいという意見としては、庁舎は一度建てると 60 年以上残るものであり、移転するのであれば今しかなく、現在人口の伸びがあり、位置的にも中心に近く市民の利便性も高いということで、将来を見据えて和泉中央に移転すべきとの意見があった。 比較表は客観的に作っており、住民投票に際して中立の立場である市としては、現状の考えを述べることができないので、資料から判断していただきたい。
事業費について、現庁舎敷地と和泉中央住宅展示場跡地で建設する延床面積が 3,000 ㎡異なる理由は。	庁舎の必要面積は 16,000 ㎡であるが、現庁舎敷地には約 3,000 ㎡の延床面積である 3 号館があり、庁舎としてそのまま活用することが

意見概要	市の回答
	できるため、13,000 ㎡を建築するが、和泉中央住宅展示場跡地に移転した場合は、3 号館を活用するには距離が離れており、そのまま庁舎として活用することは難しいと考えるため、16,000 ㎡建築することとしている。 建設費としては、１㎡あたりの単価は同じ単価で計算している。
基金だけでは足りないので、市債を 75%充当するということだが、これは借金か。 今、和泉市にどれだけ借金があり、更に借金をして、我々の生活にどのような影響があるのか。	市債とは借金のことで、平成 26 年度末現在で約 350 億円ある。 庁舎建設に伴う市債発行により、市民の税負担が増えることはない。
現庁舎敷地の借地を購入することができなければ今後も借地料を支払い続けることになる。将来を考えれば、購入した方が後々有利である。 これまで現庁舎敷地でどれだけ借地料を払い続けてきたのか。	どちらの選択肢であっても、これまで支払ってきた借地料は同じであり比較表には入れていない。 借地については、３件の地権者に対して、もし現地となれば売却いただけるか交渉中で、うち１件は売却してもいいとの回答を頂いているが、他の２件についてはまだそこまでの意思は確認できていない。 欄外には借地が続いた場合の借地料も記載しているので、このような状況であることも含め、ご判断いただきたい。
移転条例の可決に議会で３分の２を要することは理解できるが、住民投票にその基準を用いることを現時点で宣言されると、１票の格差を市長が押し付けているように感じる。 住民投票結果には法的根拠もなく、尊重するというもので、どのような結果でも議会が参考とし、判断すべきではないか。	仮に 15 名の議員が和泉中央住宅展示場跡地への移転に賛成し、8 名の議員が現庁舎敷地での建て替えに賛成となった場合、3 分の 2 ではないため、移転することはできないが、同じ言い方をすれば、議会でも１票の格差がある。 住民投票は多額の費用をかけて実施するもので、単なるアンケートではなく、参考とするというような軽いものとは考えておらず、住民

意見概要	市の回答
	投票結果は議決と同じ重さであると考えている。 　こうしたことから議会での議決と同じ条件で判断しようとするもの。
公平の観点から見れば、3分の2の判断基準を先に示すのではなく、投票結果を見て市や議会は判断すればいいのではないか。	住民投票の結果は決定と同様に考えており、和泉中央住宅展示場跡地への移転に賛成する票が3分の2を超えれば、市長が積極的に移転に向けて動くということで市当局の考え方は確立している。 　ただし、3分の2を超えなくても、移転する方が良いということであれば、移転に関する議案を議員に提案してもらう方法や、住民からの直接請求による方法はある。
住民投票で3分の2に至らないが、過半数が移転に賛成であった場合の市の考え方は。	市当局から移転条例を提案することはない。
住民投票で3分の2を超えれば市は移転を判断するのか。	そのとおり。
現地建て替えの場合は議会の2分の1の同意でいいのか。	現地建て替えの場合は条例提案する必要はないが、各種予算が必要となるため、予算案の可決には2分の1の賛成が必要。
住民投票で3分の2を超え、市が移転を判断しても、議会で否決されれば移転することはできないので、全ては議員の判断に委ねられているということか。 　多額の費用をかけて、住民投票結果はきちんと反映されるのか。	市当局としては住民投票で3分の2を超えれば移転と判断する。 　また、議員も住民投票結果を見て、それぞれ判断することとなるが、いずれの場合であってもねじれとならないように努めたい。